

(目的)

第1条 本規程は、飯水教育会が「会員相互の連携を保ち、職能の向上を図り、教育の発展に貢献すること」とともに、インターネットのホームページを活用し、本教育会に関する情報を地域や保護者に提供することにより、分かりやすく開かれた教育会を実現することを目的として、本教育会におけるホームページの管理運用について必要な事項を定めるものである。

(ホームページ管理者及びホームページ管理運用責任者)

第2条 ホームページ管理者（以下「管理者」という。）は教育会長とし、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を統括する。
管理者は、ホームページ管理運用責任者（以下「責任者」という。）を置き、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策に当たらせる。

(ホームページ管理運営委員会の設置)

第3条 ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定及び調整を行うため、ホームページ管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、本教育会理事会員の中から管理者が任命する者をもって構成する。

- ・委員会には、委員長（管理責任者）、委員長代理を置き、委員長が委員長代理を指名する。
- ・委員長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。
- ・委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

委員会は、次の事項を所掌する。

- ・ホームページの管理運用に関すること
- ・ホームページの掲載内容に関すること
- ・セキュリティに関すること
- ・人権尊重及び個人情報の保護に関すること
- ・知的所有権に関すること
- ・その他

(不正侵入及び改ざん等への対応)

第4条 管理者は、ホームページのセキュリティを確保する。

管理者は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合を想定し、不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適正な対応を行うように努める。

ウイルスの感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。

定期的にウイルスチェックソフトウェアを実行し、感染の早期発見に努める。

コンピュータウイルスに感染した場合は、速やかに対応する。

(個人情報・知的所有権の保護)

第5条 ホームページに情報を掲載する場合は、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。

- ・個人の氏名、住所、電話番号、生年月日、成績等の個人情報は公開しない。
- ・個人の作品、肖像権をホームページ上で公開する場合は、本人の同意を得た上で行う。なお、氏名の表示について必要がある場合は、本人の同意を得て、原則として姓を用い名は使わない。
- ・教育委員会、飯水郡内の小中学校、PTA等の本教育会協力者（以下「協力者」という。）の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、協力者の同意を得た上で行う。
- ・著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の協力を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。

(ホームページ上に掲載する情報)

第6条 ホームページ上に掲載する情報は、次に掲げるものとする。

- ・教育会の概要
- ・教育会の沿革

- ・ホームページ管理運用規定
- ・事業概要
- ・年間行事予定
- ・教育会館の所在地、交通手段・最寄り駅

特色ある教育会活動

- ・初任者懇談会
- ・地域体験研修
- ・ハトの会

調査委員会から

- ・社会調査委員会
- ・自然調査委員会
- ・飯水教師塾

教育会総集会

各種展覧会

わが郷土飯山市・栄村

資料目録

- ・資料室目録
- ・視聴覚ライブラリー目録

事務局から

お知らせ

会員作成コンテンツ・各校の取組みから

その他、必要に応じて委員会管理者が掲載を認めたもの
リンク

- ・飯山市・栄村
- ・飯水内小・中・養護・高等学校
- ・信濃教育会・他郡市教育会

(ホームページの更新)

第7条 ホームページの更新は、パスワードを設定し、管理者または委員会が実施する。
作成者は、ページの作成が完了した場合、管理者へ口頭で承認依頼する。
管理者は、承認依頼を受けた場合、内容を確認し承認処理を行う。
管理者は、更新等の年月日、作成者、更新ページを記録、管理する。

(禁止事項)

第8条 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しない。
特定の個人や団体を誹謗中傷し、第三者に不利益をもたらすもの
犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
営利を目的としたもの
個人のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
その他、ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 規定の一部を以下のように改正し、平成31年2月1日から施行する。
 - ・第3条中「本教育会理事」を「本教育会会員」に改める。
 - ・第3条中「委員長(管理者)」を「委員長(責任者)」に改める。
 - ・第6条中「その他、必要に応じて委員会が掲載を認めたもの」を「その他、必要に応じて管理者が掲載を認めたもの」に改める。
 - ・第9条を新たに設ける。